主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

弁論の全趣旨とは、当該口頭弁論に現われた一切の積極、消極の事柄であり、所 論のような当事者の訴訟行為にのみ限定されるものではなく、その内容は各場合に よつて異り広汎であり、裁判所に対しそれぞれの場合に心証形成の資料となるとこ ろのものである(民訴一八五条参照)。されば、心証形成の過程を一々判示するを 要しないと同様の理由を以て、弁論の全趣旨の内容が記録と照合しておのずから明 らかである本件においては、これを具体的に示すことは何ら必要がないものと解す るを相当とする。所論は、右に反する独自の見解に立脚するものであつて、採るを 得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江		入	裁判長裁判官
輔	悠	藤	Ī	斎	裁判官
夫	潤	飯 坂	-	下	裁判官
+.	常	木	- 1	高	裁判官